

アスベスト問題への当面の対応

平成 17 年 7 月 29 日
平成 17 年 8 月 26 日 改訂
アスベスト問題に関する関係閣僚による会合

1. 対応策

(1) 今後の被害を拡大しないための対応

○建築物の解体時等の飛散予防の徹底（厚生労働省、国土交通省、環境省）

建築物の解体現場、解体後の廃棄物（廃アスベスト（石綿））等について、アスベストの飛散を予防するための措置の徹底を図る。

ア. 建築物の解体現場等における措置

- ・ 建築物の解体作業等におけるアスベストばく露防止措置、大気環境への飛散防止措置を徹底する。（7月12日及び15日、都道府県労働局、関係業界等に通知）
- ・ 大気環境への飛散防止措置の対象となる解体・補修作業の規模要件等を撤廃する。（来年2月までに関係規定を改正）
- ・ 建築物の解体現場に対する重点的な監督指導等を実施する。（重点指導月間8～10月）
- ・ 建築物解体におけるアスベストばく露防止のための特別教育を実施する。（建設業労働災害防止協会において実施。年間3万人受講予定）
- ・ アスベストばく露防止対策に関する相談窓口を設置する。（7月8日、建設業労働災害防止協会に設置）
- ・ 水道用石綿セメント管の撤去作業等における関係法令の遵守の徹底を依頼した。（8月8日、都道府県、関係業者に通知）